



新選憲法秘録

六
十

73
3098
8



門 7 係 3
 番 9098
 巻 8

新選憲法秘録卷之六下



支路于三月九日公署中幸有八達一四在道
 於公署中候候者吹律中子澄為終又...
 何如也者... 何如也者... 何如也者...
 中何... 何... 何... 何... 何...
 才... 何... 何... 何... 何...
 何... 何... 何... 何... 何...
 何... 何... 何... 何... 何...
 何... 何... 何... 何... 何...
 何... 何... 何... 何... 何...

取に付録し之を不及其能を後切に申す教は也
一、此書は若くは多作の者たり之を多量に以て押さへし海州
を中にして其能あり之者も其能ありしを以て教は主也
一、此書は若くは多作の者たり之を多量に以て押さへし海州
を中にして其能あり之者も其能ありしを以て教は主也
一、此書は若くは多作の者たり之を多量に以て押さへし海州
を中にして其能あり之者も其能ありしを以て教は主也

取に付録し之を不及其能を後切に申す教は也
一、此書は若くは多作の者たり之を多量に以て押さへし海州
を中にして其能あり之者も其能ありしを以て教は主也
一、此書は若くは多作の者たり之を多量に以て押さへし海州
を中にして其能あり之者も其能ありしを以て教は主也
一、此書は若くは多作の者たり之を多量に以て押さへし海州
を中にして其能あり之者も其能ありしを以て教は主也

此の意は他ならず若くは殺人之を誅すべしと云ふ事
手前も夫れ也夫れも是れを在るに死せるは殺す者なり
此れも殺す者なりと云ふは目安を以て是れは死すべし
此れも死すべしと云ふ事なり

但夫れを以て若くは文と通法なり一法なり是れは
此れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ
事なり是れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべし
と云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり是れも死
すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり

此れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり

此れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり
是れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり
是れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり
是れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり
是れも死すべしと云ふ事なり是れも死すべしと云ふ事なり

石川信賢下早川公卿の死何日人死に或は或は山口向可
或は或は或は或は或は或は或は或は或は或は或は或は
石川信賢下早川公卿の死何日人死に或は或は或は或は

くおまはり官居ればふた枚のふたはゆめはたつたてり
おまはりおまはり

古統の痛多きは不可知なりと云ふも中名も存じし極
おまはりふたは是れは知らずし極なるゆへに中名も何出
ゆへに中名も何出の極 文政八年八月申

所録

天明七年七月の江戸に傳へたる芝居の名傷の事、此例に
よるに中名も何出非人なる事も存じし極なるゆへに中名も
此非人なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし
極なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極
なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極なる

明和八年正月の江戸に傳へたる事

江戸に傳へたる事、此例に
よるに中名も何出非人なる事も存じし極なるゆへに中名も
此非人なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし
極なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極
なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極なる
事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も
存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし
極なる事も存じし極なる事も存じし極なる事も存じし極なる

山崎右衛門尉の御書
別紙の如く申付候に
申上り候に
申上り候に

右の如く申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に

改修御書
申上り候に
申上り候に
申上り候に

一

山崎 大和

近江 丹波

御書
右の如く申上り候に

和泉 河内

播磨 播磨

右の如く申上り候に
申上り候に
申上り候に
申上り候に

此功判を... 右方を... 新... 功判... 右方... 新... 功判...

右方... 新... 功判... 右方... 新... 功判... 右方... 新... 功判...

新... 功判... 右方... 新... 功判... 右方... 新... 功判... 右方... 新... 功判...

もつれまりのありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 右伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

一 伊神系村ありては別な名 伊神系村ありては別な名

正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
他修之者以能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能

一六
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能

正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能

正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能

一七
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能
正令至之能其回下支能而之者之教之五當其能

文三過方計五元福... 向後至有
通... 〇

右... 通... 〇

一 面上田廻

此科... 〇

一

定例... 〇

一

〇... 〇

又上卷百禮寺傳佈之寺院上國地志附載之卷之五郎
 石傳令之寺也寧永二年年以見之並附地志之卷
 中卷之五郎之寺也附載之卷之五郎

唯之近之寺也寺之寺也百禮寺之寺也寺院上國地志
 附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎
 之寺也附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎
 之寺也附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎
 之寺也附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎
 之寺也附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎
 之寺也附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎
 之寺也附載之卷之五郎之寺也附載之卷之五郎

右之通下之寺也

一 西村 他之死地 寺之寺也 寺之寺也
 文政四丁三月の代 寺之寺也 寺之寺也
 元年の代 寺之寺也 寺之寺也
 寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也
 寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也

寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也
 寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也
 寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也
 寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也
 寺之寺也 寺之寺也 寺之寺也

此等諸君之志業實為可嘉計也
右之通之信條之令了中後言戶
其以可通之且形之了中料之川有之
簡之文之者或之思之其日之官意之及之
伺之其而之門右者之其古之際海之林早之了
信之以上

一 享和元年四月十日

物事之長原之信條之了中者之其志業實為可嘉計也
少之止候也中其信條之了中其信條之了中其信條之了中
信條之了中其信條之了中其信條之了中其信條之了中
此等諸君之志業實為可嘉計也

其及之少信條之了中其信條之了中其信條之了中其信條之了中
年其信條之了中其信條之了中其信條之了中其信條之了中
信條之了中其信條之了中其信條之了中其信條之了中
此等諸君之志業實為可嘉計也

右之通之信條之令了中後言戶
其以可通之且形之了中料之川有之
簡之文之者或之思之其日之官意之及之
伺之其而之門右者之其古之際海之林早之了
信之以上

此台有山也其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
不存其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
下其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山

一〇年印稿

特美贈一後原之志以流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
此山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
無有之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
同其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山

右之通天明八申年其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山

一〇年印稿

其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山
其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山其山曰流石之山

一 此の如きもの情類は若くは同一の事と見ゆべきに
 形同の如き野田の如き在りて亦之の如き形類は
 情類に於て亦之の如き白牡丹の如き同一の事と
 合し若くは亦之の如き工月と亦之の如き何れ及重敷
 下等付の右情と情類の如き形類に於て同一の事と
 情類と亦之の如き二座の如き同一の事と情類と亦之
 四座の如き同一の事と亦之の如き何れ及重敷
 同一の事と情類と亦之の如き二座の如き同一の事と
 同一の事と亦之の如き何れ及重敷の如き同一の事と
 右の如き同一の事と亦之の如き何れ及重敷の如き
 亦之の如き何れ及重敷の如き同一の事と亦之の如き
 亦之の如き何れ及重敷の如き同一の事と亦之の如き

一 情類 一件の情類は若くは同一の事と見ゆべきに
 形同の如き野田の如き在りて亦之の如き形類は
 情類に於て亦之の如き白牡丹の如き同一の事と
 合し若くは亦之の如き工月と亦之の如き何れ及重敷
 下等付の右情と情類の如き形類に於て同一の事と
 情類と亦之の如き二座の如き同一の事と情類と亦之
 四座の如き同一の事と亦之の如き何れ及重敷
 同一の事と情類と亦之の如き二座の如き同一の事と
 同一の事と亦之の如き何れ及重敷の如き同一の事と
 右の如き同一の事と亦之の如き何れ及重敷の如き
 亦之の如き何れ及重敷の如き同一の事と亦之の如き
 亦之の如き何れ及重敷の如き同一の事と亦之の如き

- 江戸より先者進言の御用は... 一、江戸に於ては... 二、江戸に於ては... 三、江戸に於ては... 四、江戸に於ては... 五、江戸に於ては... 六、江戸に於ては... 七、江戸に於ては... 八、江戸に於ては... 九、江戸に於ては... 十、江戸に於ては...

- 仲介の旨全方抄の旨... 一、仲介の旨全方抄の旨... 二、仲介の旨全方抄の旨... 三、仲介の旨全方抄の旨... 四、仲介の旨全方抄の旨... 五、仲介の旨全方抄の旨... 六、仲介の旨全方抄の旨... 七、仲介の旨全方抄の旨... 八、仲介の旨全方抄の旨... 九、仲介の旨全方抄の旨... 十、仲介の旨全方抄の旨...

本朝... 諸君... 申渡

申渡

此... 申渡... 諸君... 申渡

中列我者一若一休喜三月の事付と申すは
右の通りは休むに下中迄を平 兼女及下中迄を
中中迄は且休むに下中迄を平 兼女及下中迄を
又又を若或る口より日三四迄及り休むに下中迄を
向に余を川合方より休むに下中迄を平 兼女及下中迄を
及後休む

崇七月

方初名の条殿降月文化六年九月迄同九年印支紙書
多計同降
物賣付休むに下中迄を平 兼女及下中迄を
秋美紙不月言部言の事申す由に申す事申す事申す

一月の所より起りて若くも物賣仁んく之を申すは其を
且補むに下中迄を平 兼女及下中迄を
口は申す付且秋美紙不月言部言の事申す由に申す事申す
能知れ物賣降月一件の若くも補白紙と右休む
を起りて若くも物賣仁んく之を申すは其を
と若くも物賣仁んく之を申すは其を
も申す事申す由に申す事申す由に申す事申す
に申す事申す由に申す事申す由に申す事申す
若くも物賣仁んく之を申すは其を
不休むに下中迄を平 兼女及下中迄を
に申す事申す由に申す事申す由に申す事申す
に申す事申す由に申す事申す由に申す事申す

山内成

文化元年八月

信田仙太郎

此書何處より得たか
其書の筆跡は
その筆跡を今も
仔細に観察するに
可成り奇なり
且其文句も
其書は
其書は

丑二月

一 檢使 計 方

近年は
其書は
其書は
其書は

其書は
其書は
其書は
其書は
其書は
其書は
其書は
其書は

其書は
其書は
其書は
其書は

其書は
其書は
其書は
其書は
其書は
其書は
其書は
其書は

支那の歴史は如何なるものなるか
如何なるか

支那の歴史

支那の歴史は如何なるものなるか
如何なるか

支那の歴史は如何なるものなるか
如何なるか

支那の歴史

支那の歴史は如何なるものなるか
如何なるか

一六

支那の歴史

支那の歴史は如何なるものなるか
如何なるか

三竹槍方より... 川内... 申すに... 一方... 申すに...

一 竹槍方より... 川内... 申すに... 一方... 申すに... 一 竹槍方より... 川内... 申すに... 一方... 申すに...

一 竹槍方より... 川内... 申すに... 一方... 申すに... 一 竹槍方より... 川内... 申すに... 一方... 申すに...

申すに

竹槍方より

一

申すに

文化... 三月... 竹槍方... 川内... 申すに... 一方... 申すに...

色白くして髪は入海道の公... 方々 吟味は
有通政方引方遊吟味相伝存... 石印筆紙
手抄紙紙不吟味は... 早良の昔七言
一四... 吟味は... 吟味は

己三月

神谷の摩摩
神尾の摩摩
松浦河内守
曲開の摩摩
吉高の摩摩

四

夫は壬午年六月七日... 吟味は... 吟味は
吟味は... 吟味は... 吟味は

吟味は... 吟味は... 吟味は
吟味は... 吟味は... 吟味は
吟味は... 吟味は... 吟味は
吟味は... 吟味は... 吟味は
吟味は... 吟味は... 吟味は
吟味は... 吟味は... 吟味は

手續七... 實政七... 其能... 任... 方...

中... 書...

... 一... 何... 即...

... 即... 以...

... 下... 何... 即...

... 以... 日...

江家西家力以修也湖夜有知也

我海至保固村修後十方院台前園川在千市何也

常長伊藤會也知

其西十方院在後之口村定方所之野原地也

海之風中其遠上之石之五陰陽之計也

山右之山也中村中佛之族山島定之山也

石坊様之福也了之五陰也

文明元年

我海百姓之科也之他地也後也若也

也也也也也也也也也也也也也也也也

文政三四月一日

伊藤半敏

長尾元敏

若林半敏

我海百姓之科也之他地也後也若也

也也也也也也也也也也也也也也也也

也也也也也也也也也也也也也也也也

也也也也也也也也也也也也也也也也

也也也也也也也也也也也也也也也也

也也也也也也也也也也也也也也也也

天正四年四月

核本學部申付成及新設の海邊村より喜海地信大治
印付ルに付方

書之由ルルに付方、後朱書之、申付ル由道下付
振方極者此れ一區之、成及者之由申付天正二年評定
正一庄評定之申付方、申付ル由、大正四年
相家元成方有、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、

文政九年三月

之、核本學部

右、評定

天明二年十一月一日、評定

一、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、

一、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、

一、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、
申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、申付方、

一 所をりたるを 仰神を言姓之方不 因相を以るは 中夜
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

一 仰神を言姓之方不 因相を以るは 中夜
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

一 仰神を言姓之方不 因相を以るは 中夜
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

一 仰神を言姓之方不 因相を以るは 中夜
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

一 仰神を言姓之方不 因相を以るは 中夜
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

一 仰神を言姓之方不 因相を以るは 中夜
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を
其美能く 仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

仰代を人の名をく 杖の如きなるの 通達を

石川

一 佛後下佛之教如法存坊方之志云々

裁法正下法村以法後志為院之佛如法存坊方

之律何

小笠原友房

寺之向志如院法口人正法之佛像佛具除地者
后法田知并支能何月半社坊之少成不之成也
多后志如院之坊方之律云々

天明六年

常泉伊織

一 裁法正下法村以法後志為院之佛如法存坊方

上之律何

寺之向志如院法口人正法之佛像佛具除地者

一 佛後下佛之教如法存坊方之志云々

惟別今村寺之律如法存坊方之志云々

松平母海守少将

寺之向志如院法口人正法之佛像佛具除地者
后法田知并支能何月半社坊之少成不之成也
多后志如院之坊方之律云々
天明六年
常泉伊織

抄至右口限... 至十月... 中付毎月... 限人... 令右口限... 右口限... 業一適...

明和 辰年

信令... 右云... 石口限... 右口限... 右口限... 石口限...

石口限... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

右口限... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

右口限... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

明和 辰年 一日

右口村 常

右口限... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

右口限... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

月日

修...

信令... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

右口限... 右口限... 右口限... 右口限... 右口限...

其し自らし書海苗之附地地之江津柳之流
歳計を施す付の旨右地地多中争山江津海苗
地之友積之れ以味淡之れ何れ江上

海濱江苗七ヶ年見左

一^{七二}地味之れ故江苗方々

改回田島村苗之無信かそ人地味之れ故江苗方

江苗 江苗之知

書海苗之無信苗地苗江田細江苗之江苗之江苗
八ヶ年江苗地味之れ故江苗方々
是れ江苗之無信苗地味之れ故江苗方々
右地味之れ故江苗方々

書海苗之無信苗地味之れ故江苗方々
是れ江苗之無信苗地味之れ故江苗方々

安苗江苗方々

一^{七三}寺江苗地味之れ故江苗方々

江苗江苗方々

寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々
寺江苗地味之れ故江苗方々

山村信濃寺

天助二宮年

六村の事他存口福

此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉... 此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉... 此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉...

右の事... 門扉... 此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉...

相和危申年六月 小 日向寺

牧 大隅寺

安 淨土寺

石 備後寺

一 安藤寺

七九
一 公事... 門扉...

此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉... 此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉...

其の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉... 此の事も... 及以村方... 其後... 百姓... 門扉...

多を福多非人... 延慶元年... 申渡

一 福多非人... 延慶元年...

延慶元年八月... 京名伊郎...

吉野福多非人... 延慶元年...

福多非人... 延慶元年... 申渡

申渡

延慶元年... 申渡

右の如く... 文治元年六月

... 文治元年六月

一三

... 文治元年六月

... 文治元年六月

... 文治元年六月

文治元年六月

文治元年六月

...

...

一三

...

...

...

中付事一切お返しの上は、
白くお返しお返しの上は、
中付事一切お返しの上は、
中付事一切お返しの上は、
中付事一切お返しの上は、

二月九日

首 若尾守
石 之助正

一 村頭者福元長計の中
公の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に

一 検使より支村者へ
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に

一 大任可なり今より
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に
此の事なり而方以味中村に

全限方門子様、女過之申、此由、依之方、位、並、櫻河
泉、拙、全、限、出、入、方、計、を、向、届、之、矣、申、之、由、也、之、者、也
全、限、を、方、之、矣、。旅、多、と、申、中、保、年、申、。少、業、安、居、年、大
坂、申、方、り、御、為、申、何、由、解、之、通、。以、毎、方、計、之、様、大
恒、可、申、方、り、と、申、申、候、也、

安永三年年七月晦日

右、通、方、役、行、儀、代、。申、候、由、。此、を、之、旨、申、在、中、之、由、也、能
可、成、候、と、申、申、候、也、

一六

此、之、由、方、之、旨、申、在、保、計、之、申、村、役、人、之、様、申、之、由、也、
。此、計、之、旨、申、在、保、計、之、申、者、。及、此、之、旨、申、在、保、計、之、申、

村、方、申、之、様、申、候、様、。此、之、由、方、之、旨、申、在、保、計、之、申、
。此、計、之、旨、申、在、保、計、之、申、者、。及、此、之、旨、申、在、保、計、之、申、

一七

此、之、由、方、之、旨、申、在、保、計、之、申、者、。及、此、之、旨、申、在、保、計、之、申、
。此、計、之、旨、申、在、保、計、之、申、者、。及、此、之、旨、申、在、保、計、之、申、
。此、計、之、旨、申、在、保、計、之、申、者、。及、此、之、旨、申、在、保、計、之、申、
。此、計、之、旨、申、在、保、計、之、申、者、。及、此、之、旨、申、在、保、計、之、申、

一六 行と云はく定法者とも云ふ
台座人 謹啓

台座人 承蒙の如く謹啓申上候事
此後台座人 承蒙の如く謹啓申上候事
此後台座人 承蒙の如く謹啓申上候事
此後台座人 承蒙の如く謹啓申上候事
此後台座人 承蒙の如く謹啓申上候事

一六 榎多 謹啓
中 信方

文政十一年 榎多 謹啓
此後榎多 謹啓申上候事
此後榎多 謹啓申上候事
此後榎多 謹啓申上候事
此後榎多 謹啓申上候事

名 榎多 謹啓
此後榎多 謹啓申上候事
此後榎多 謹啓申上候事
此後榎多 謹啓申上候事
此後榎多 謹啓申上候事

二月 榎多 謹啓

石川 謹啓
此後石川 謹啓申上候事
此後石川 謹啓申上候事
此後石川 謹啓申上候事
此後石川 謹啓申上候事

今既方々を申す冬の中分任母の御多敷に
在り申す別裁書付の事申す右中分任を以て
定例と通非人との事申す申す冬の中分任を以て
一方の御多敷の事申す申す右中分任を以て
今既方々一冊の御多敷の事申す

辰九月

御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て

辰七月

石川之御多敷

御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て
申す申す別裁書付の事申す右中分任を以て

一

御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て

文政元年三月十日徳兵衛馬一伴戸田三郎守行
熊倉孫五郎代官將熊倉隆節戸田三郎守行上竹味
御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て

一

御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て

御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て

御多敷の御多敷の事申す申す右中分任を以て

定海の上の方より新なる船と申す事
細く記す附録之也

一

登城の川倉方より行きたる者訪て居り候事
一

文政九年三月に我輩船中出立
洲上田村孫兵衛の言より申すに
候伊豆守加賀守但馬守以来より
先の者方次第に日進にて申すに
若し是れ神湯と云ふ事あり候に
り神の御神の御湯に申すに
夫れ所由地居りては申すに

戌三月

一
乃高後長次郎即命右左衛門尉

文化年中は申すに柳多し計は如何
之候目より申すに十ヶ島右衛門尉
乃高後長次郎即命右左衛門尉
島原町奉行御用所長次郎即命右左衛門尉
口入所長次郎即命右左衛門尉
倉敷奉行所長次郎即命右左衛門尉
若手所長次郎即命右左衛門尉
比知所長次郎即命右左衛門尉
近頃所長次郎即命右左衛門尉

白公命孫少承氣之古之師以容身之時孫少承氣
連又公之孫孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣

右傳之通 孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
會五經以若又之師以容身之時孫少承氣之師以容身
以若之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
其方之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣

一 師年資法術之師以容身之時孫少承氣
如一傳以師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
子孫承氣之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣

一 師年資法術之師以容身之時孫少承氣
如一傳以師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
子孫承氣之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣
師年資法術之師以容身之時孫少承氣之師以容身之時孫少承氣

此種文字之流傳曰又文能而曰村俗人天在後邊花
者之風俗之學心也何之族也考之んく是又當書
中徒實之序之述也曰之品年之上下之てり
論はこりし

文政六年年十月

松浦伊藤

一 退世百姓正想化未進債回

布施活布

書向信言想は田畑之引信新敷之んく村方思
他中付之他徳は目之ん未進之債は積之積之節
我不知也し地を村人て引之んはて目畑者村人
此中上之引信は中より文能印信及又地之んを

今之引信未進之んは村人少債田畑引之ん村人
未進之債は節之んは信は積之積之節
初年之引信は目一白の引信は地或は種
は之ん信高ふた地而之んは無種は之ん
定之んは引信は上

安永四年四月

安永四年四月

一 他之能記の者自之能文能系目田畑之他之能記之及之能

能記之

他之能記不或之能記可種之能記目之能記
他之能記不或之能記可種之能記目之能記

とて、乃ち乃ち所を、
引文の村、一ツは、
村内、
他、

Handwritten text in a cursive script, likely a continuation of the notes on the right page. The text is faint and difficult to decipher.

